

吸收分割に関する事後開示書類  
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び  
会社法施行規則第 189 条に定める開示事項)

2025 年 3 月 14 日

伊藤忠商事株式会社  
株式会社東信別荘地管理

2025年3月14日

大阪市北区梅田三丁目1番3号  
伊藤忠商事株式会社  
代表取締役 石井 敬太

長野県上田市武石小沢根576番地139  
株式会社東信別荘地管理  
代表取締役 岡本 秀彰

### 吸收分割に係る事後開示事項

伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」といいます。)及び株式会社東信別荘地管理(以下「東信別荘地管理」といいます。)は、2025年1月21日付で両社の間で締結した吸收分割契約(以下「本吸收分割契約」といいます。)に基づき、2025年3月14日を効力発生日として、伊藤忠商事が営む美しの国別荘地及び小諸別荘地に係る別荘地管理事業に関して有する権利義務を東信別荘地管理に承継させる吸收分割(以下「本吸收分割」といいます。)を行いました。本吸收分割に関する会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づき、それぞれ事後に開示すべき事項は次のとおりです。

#### 記

1. 本吸收分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2025年3月14日

2. 吸收分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)
  - (1) 会社法第784条の2(吸收分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

伊藤忠商事においては、会社法第784条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を得ることなく本吸收分割を行いました。そのため、伊藤忠商事の株主は会社法第784条の2の規定に基づき本吸收分割の差止請求を行うことは認められておらず、本手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

本吸収分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当します。そのため、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく反対株主の株式買取請求権は認められておらず、本手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

伊藤忠商事は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定に基づく新株予約権買取請求の手続について、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過

伊藤忠商事は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 1 月 31 日付で、官報及び電子公告にて公告いたしましたが、本吸収分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

東信別荘地管理の株主は伊藤忠商事のみであるため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく本吸収分割の差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

伊藤忠商事は、東信別荘地管理の発行済株式の全部を保有する特別支配会社であるため、会社法第 797 条第 2 項第 2 号の規定により、同条第 1 項の株式買取請求を行うことができる株主は存在せず、本手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

東信別荘地管理は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 1 月 31 日付で、官報にて公告いたしましたが、本吸収分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、東信別荘地管理には各別の催

告を行うべき知れている債権者は存在しません。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

東信別荘地管理は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 3 月 14 日をもって、伊藤忠商事が営む美しの国別荘地及び小諸別荘地に係る別荘地管理事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

なお、東信別荘地管理が本吸収分割により伊藤忠商事から承継した資産の額は 315 百万円であり、負債の額は 289 百万円です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2025 年 3 月 14 日(予定)

6. その他本吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。